

(令和 7 年 10 月 31 日作成)

(令和●年●月●日更新)

表題	e-Tax の利用者識別番号を複数（二重に）取得してしまった場合の対応方法を知りたい
ファイル名	1 マイナンバーカード方式の場合

目次

- 1 手元にあるマイナンバーカードと関連付けを行っているのが、最後に取得した利用者識別番号の場合..... 1
- 2 手元にあるマイナンバーカードと関連付けを行っているのが、最後に取得した利用者識別番号以外の場合..... 1

1 手元にあるマイナンバーカードと関連付けを行っているのが、最後に取得した利用者識別番号の場合
最後に取得した利用者識別番号が有効になります。 今後は、最後に取得した利用者識別番号をご利用ください。 なお、古い利用者識別番号のメッセージボックスは確認できなくなります。 以前の利用者識別番号を使用したい場合、所轄の税務署が内部事務センター化の対象となっている場合は、業務センターにお尋ねください。 センター化の実施状況は国税庁ホームページをご確認ください。 ※リンク先 https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/osp_center/index.htm#a01 内部事務のセンター化の対象になっていない場合や、対象になっているか分からない場合は、税務署の代表電話番号にかけて、音声案内「2」番を選択してください。
2 手元にあるマイナンバーカードと関連付けを行っているのが、最後に取得した利用者識別番号以外の場合
「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用の取りやめに係る変更等届出書」を税務署へ提出（送信）することで、関連付けを解除することができます。関連付けの解除後に、最後に取得した利用者識別番号との関連付けを行ってください。 ただし、変更等届出書を提出（送信）した後、所轄の税務署での処理が完了するまで数日を要します。 ※処理が完了した旨は通知されません。 具体的な処理状況を確認する際は、所轄の税務署が内部事務センター化の対象となっている場合は、業務センターにお尋ねください。 センター化の実施状況は国税庁ホームページをご確認ください。 ※リンク先 https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/osp_center/index.htm#a01 内部事務のセンター化の対象になっていない場合や、対象になっているか分からない場合は、税務署の代表電話番号にかけて、音声案内「2」番を選択してください。